

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（以下「条例」という。）第十一条の二に規定する「障害者等の職場環境整備等支援組織」（以下「支援組織」という。）の認定等について定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 支援組織の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）及び同様式に記載する添付資料を知事に提出しなければならない。

(認定の決定)

第3条 条例第十一条の二に基づき知事が定める基準は、別紙のとおりとする。

2 知事は、前条の規定による申請があった場合には、別紙の認定基準に基づき審査を行うとともに、審査結果を付して、条例第十一条の二の規定により、「大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会」の意見を聴くものとする。

3 知事は、支援組織の認定をしたときは認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(認定の公表)

第4条 知事は、支援組織の認定を受けた者について、名簿を作成し公表するものとする。

(支援組織の活動)

第5条 支援組織は、府を当事者の一方とする契約に応じようとする事業主から障害者等の職場環境整備に係る相談があった場合は、公平に応じるよう努めることとする。

2 支援組織は、前項に規定する相談に応じる又は府を当事者の一方とする契約に応じた事業主への障がい者等の職場環境整備に係る支援を行うに当たって、障がい者等及び事業主に金品などの対価を求めてはならない。

(認定事項の変更)

第6条 支援組織は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第7条 支援組織が、認定を辞退するときは、辞退届（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

(報告)

第8条 支援組織は、知事から条例第十一条の二第三項に規定する報告を求められたとき又は当該支援組織の活動内容の改善等の指示があったときは、速やかに必要な対応を行わなければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、支援組織の認定を受けた者が、条例第十一条の二第四項に規定するほか、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 支援組織が、その営業を廃止又は休止したとき。
- (2) 申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。
- (3) 支援組織の活動を行うに当たって、不誠実又は不正な行為があったと知事が認めるとき。
- (4) 他の支援組織の活動等を妨害したとき。
- (5) 支援組織が活動を行うに当たって、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等必要とする資格を有しなくなったとき。
- (6) 条例第十一条の二第三項に規定する知事からの求めに応じないとき。
- (7) その他、認定にふさわしくないと知事が認めるとき。

2 知事は、前項の規定に基づき、支援組織の認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消し通知書（様式第6号）により、当該支援組織に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(事務)

第10条 この要綱に関する事務の所管は、下表のとおりとする。

項目	所管課
障がい者分野	福祉部障がい福祉室自立支援課
その他、審議会への意見聴取等に関すること	福祉部福祉総務課

附則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定基準

1 資格要件

「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定を受ける者は、以下の資格要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 大阪府の区域内に本社あるいは本部事業所を有していること
- (2) 府域全体で活動を行う体制や能力を有していると認められること
- (3) 就労に向けた訓練や講習等、就労準備性を高める取組み（以下、「就労訓練等」という。）からジョブマッチング、職場定着支援まで一貫して行っていること

2 専門要件

前項の資格要件をすべて満たしている場合に、「大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会」において、同審議会委員の合議により、専門要件について下表により評価し、各委員の評価合計点の平均が10点以上に達した場合に、「障害者等の職場環境整備等支援組織」として認定するものとする。

ただし、委員のうち1人でも評価方針に掲げたいずれかの項目に0点を付けた場合は、評価合計点は出さず、認定をしないものとする。

表-1（障がい者分野）

評価方針	評価項目	点数
就労 (3点)	独自に一般就労への就職率の目標設定を行うとともに、就労訓練等を実施し、高い就職率を実現している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職率の目標設定を行い、目標達成に向け就労訓練等を実施している：1点 ・ 上記の結果、就職率の実績が、 25%以上：1点を加点する 30%以上：2点を加点する
地域連携、職場定着 (3点)	障害者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所）等、地域の支援機関とのネットワークや協力体制を築き、送り出した就職者の職場定着を支援している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機関との協力ネットワーク体制を築いている：1点 ・ 上記に加え、1年後の職場定着率が、 70%以上：1点を加点する 80%以上：2点を加点する
職場定着に係る先駆的な取組み (3点)	職場定着を促進するための先駆的な取組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先駆的な取組みを生み出すための創意工夫が認められる場合：1点 ・ 先駆的と認めることができる取組みがある場合：2点 ・ 全国的に類を見ないような極めて先駆的な取組みや、他のモデルになるなどの取組みがある場合：3点
事業主等への支援を通じた障がい者雇用・就労の促進 (3点)	上記の職場定着に関する取組にとどまらず、事業主や産業界への支援を行い、職域開拓等、障がい者の雇用・就労を促進している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場定着以外の事業主等への支援を行っている場合：1点 ・ 職場定着以外の支援を行った成果が認められる場合：2点 ・ 職場定着以外の支援の効果が著しく高いと認められる場合：3点
「行政の福祉化」を踏まえた取組み (3点)	<p>上記4項目以外に「行政の福祉化」(注)を踏まえた取組みまたは法人等の特色を活かした取組みやアピールポイントがある</p> <p>府が進める「行政の福祉化」の取組みについての府民の理解を得るための活動を行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の福祉化を踏まえた取組みや、法人等の特色を活かした障がい者の就労支援に関する取組み等を行っている場合：1点 ・ 上記の独自の取組みについて、成果が認められる場合：2点 ・ 行政の福祉化の取組みを府民へ周知している場合：1点

(注)「行政の福祉化」とは、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組み。

様式第1号（第2条関係）

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定申請書

年 月 日

大阪府知事 様

所在地又は住所
団体名
代表者氏名

印

大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第十一条の二に規定する「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定について、次のとおり申請します。

なお、募集要項に示された申請者資格を満たしているとともに、この申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 本社又は本部事業所

(フリガナ) 名称			
所在地			
担当者	所属部署		
	(フリガナ) 氏名		
	電話	e-mail	
複数法人等	<input type="checkbox"/>	複数の法人等による申請の場合には☑をして、「1-1 グループ構成法人等一覧」に記載。	

2 府域全体での活動内容、府域全体で活動を行うための体制や能力

--

様式第1号（第2条関係）

3 申請する認定分野

障がい者分野

4 就労訓練等からジョブマッチング、職場定着支援までの一貫した取組み

様式第1号（第2条関係）

5 一般就労を目的とした訓練生の就職状況

就職率の目標設定	%		
①訓練終了生数	人	④訓練終了後就職者	人
②訓練継続生数	人	⑤途中就職者数	人
③就職中断者数	人		
⑥就職率 = (④+⑤) ÷ (①+②+③)			%

※訓練の内容がわかる資料を添付すること

6 障害者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所）等、地域の支援機関とのネットワーク及び協力体制

--

様式第1号（第2条関係）

7 職場定着率

⑦ 前々年度に訓練を修了し就職した人数	人
⑧ 上記のうち、就職時点から1年後に就業状態にある者の人数	人
⑨ 職場定着率（⑧/⑦*100）	%

※職場定着支援の活動内容がわかる資料を添付すること

8 職場定着に係る先駆的な取組み

9 事業主等への支援を通じた障がい者雇用・就労促進の取組み

様式第1号（第2条関係）

10 「行政の福祉化」を踏まえた取組み

--

【参考】支援組織としての活動を行うにあたり、国、地方公共団体等の事業を活用する場合には、下表に記載してください。

※本項目は、大阪府が事業の参考にするもので、認定に係る審査には影響しません。

事業名	事業の概要	事業の所管団体

留意事項

- ・各取組み内容について記載しきれない場合は、概要を記載し、別紙（様式不問）に詳細を記載し、添付してください。

その他添付資料

- 定款又は、寄附行為
- 事業所概要（パンフレット等）
- 記載した取組みが確認できる資料

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（認定事業者 名称・代表者） 様

大 阪 府 知 事

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定通知書

年 月 日付の認定申請については、「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定等実施要綱第3条に定める認定基準に基づき、次のとおり認定しましたので通知します。

1 認 定 年 月 日

2 認 定 番 号

（注意事項）

- ・「障害者等の職場環境整備等支援組織」（以下、支援組織という）は、府を当事者の一方とする契約に応じようとする事業者から障がい者等の職場環境整備にかかる相談があった場合は、公平に応じるよう努めること。
- ・府を当事者の一方とする契約に応じる事業者等への障がい者等の職場環境整備にかかる支援において、金品などの対価を求めないこと。
- ・事業者等への支援活動を記録し、年度終了後一月以内に活動内容を報告すること。
- ・認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第4号）により、知事に届け出ること。
- ・認定を辞退するときは、辞退届（様式第5号）により、知事に届け出ること。
- ・暴力団の利益になり、またはそのおそれがあると認められないこと。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

（申請事業者 名称・代表者） 様

大 阪 府 知 事

「障害者等の職場環境整備等支援組織」不認定通知書

年 月 日付の認定申請については、次の理由により認定しないこととしたので、「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定等実施要綱第3条の規定により通知します。

1 不認定理由

様式第4号（第6条関係）

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定事項変更届出

年 月 日

大阪府知事様

所在地
事業者名称
代表者氏名

印

年 月 日付認定番号第 号で認定を受けた「障害者等の職場環境整備等支援組織」について、次のとおり変更が生じたので、「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定等実施要綱第6条の規定により届け出ます。

変更年月日	
変更の内容	
変更の理由	

様式第5号（第7条関係）

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定辞退届

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
事業者名称
代表者氏名

印

年 月 日付認定番号第 号で認定を受けた、「障害者等の職場環境整備等支援組織」について、次のとおり認定を辞退しますので、「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定等実施要綱第7条の規定により届け出ます。

辞退年月日	
辞退理由	

（認定事業者 名称・代表者） 様

大 阪 府 知 事

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定取消通知書

「障害者等の職場環境整備等支援組織」について、次の理由により認定を取消すこととしたので、「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定等実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 認定取消理由

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定等実施要綱第9条第1項第 号の規定による。

<参考> 「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定等実施要綱

（認定の取消し）

第9条 知事は、支援組織の認定を受けた者が、条例第11条の二第4項に規定するほか、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- （1）支援組織が、その営業を廃止又は休止したとき。
- （2）申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。
- （3）支援組織の活動を行うに当たって、不誠実又は不正な行為があったと知事が認めるとき。
- （4）他の支援組織の活動等を妨害したとき。
- （5）支援組織が活動を行うに当たって、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等必要とする資格を有しなくなったとき。
- （6）条例第十一条の二第3項に規定する知事からの求めに応じないとき。
- （7）その他、認定にふさわしくないと知事が認めるとき。